第九条の五第一項第一号中「医師又は登録海技免状更新講習実施機関」を「指定医師（船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十五条第一項に規定する指定医師をいう。以下同じ。）」に改め、「ものをいう。」の下に「第九条の八第一項第一号、第八十条第一項第一号及び第八十五条第一項第一号において同じ。」を加え、「身体検査第一種合格証明書若しくは身体検査第二種合格証明書（それぞれ申請日以前一年以内又は三月以内」を「海技士身体検査合格証明書（申請日以前一年以内」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日とする。

第九条の五の二の見出し中「海技免状」を「海技免状等」に改め、同条第二項中「海技免状及び」を「海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同時に更新する海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前日までの間に更新の申請をした場合には、次項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日を、当該海技免状及び当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

第九条の五の二第三項中「海技免状」の下に「及び操縦免許証」を加える。

第九条の五の三第三項中「できるもの」の下に「（第七項において「更新期間内操縦免許証」という。）」を加え、同条第四項中「海技免状」の下に「及び操縦免許証」を加え、同条第六項中「海技免状」の下に「及び更新期間内免状」を加え、「更新期間内免状が更新された場合における当該更新期間内免状の有効期間の起算日」を「第四項の規定により海技免状が交付された日」に改め、同条第七項中「海技免状」の下に「及び更新期間内操縦免許証」を加え、「同時に更新の申請をした操縦免許証の有効期間の起算日」を「第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日」に改める。

第九条の七の二第二項第二号中「海技免状失効再交付講習」の下に「の実施に関する事務」を加え、同項第四号中「登録海技免状失効再交付講習」を「海技免状失効再交付講習の実施に関する事務」に改め、同条第三項を削る。

第九条の七の三第二項第二号中「第九条の七の十四」を「次条において準用する第四条の十七」に改める。

第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の四　第四条の五第三項及び第四条の七から第四条の二十二までの規定は海技免状失効再交付講習、第九条の七の登録、登録海技免状失効再交付講習、登録海技免状失効再交付講習事務、登録海技免状失効再交付講習事務規程及び登録海技免状失効再交付講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の五第三項	前項	第九条の七の二第二項
第四条の五第三項第三号	別表第二の三の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の三	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
第四条の五第三項第六号	次条第二項各号	第九条の七の三第二項各号
第四条の七第二項	前二条	第九条の七の二、第九条の七の三及び第九条の七の四において準用する第四条の五第三項
第四条の九及び第四条の十五	第四条の六第一項	第九条の七の三第一項
第四条の九第一号及び第四号並びに第四条の十一第六号	登録電子海図情報表示装置講習管理者	登録海技免状失効再交付講習管理者
第四条の十	第四条の六第三項第二号から第四号まで	第九条の七の三第三項第二号から第五号まで
第四条の十三第二項第四号	次条	第九条の七の四において準用する第四条の十四
第四条の十四第一項	前条第二項第四号	第九条の七の四において準用する第四条の十三第二項第四号
第四条の十六	第四条の九	第九条の七の四において準用する第四条の九
第四条の十七第一号	第四条の六第二項第一号又は第三号	第九条の七の三第二項第一号又は第三号
第四条の十七第二号	第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は次条	第九条の七の四において準用する第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は第四条の十八
第四条の十七第三号	第四条の十三第二項各号	第九条の七の四において準用する第四条の十三第二項各号
第四条の十七第四号	前二条	第九条の七の四において準用する第四条の十五及び第四条の十六
第四条の十九	第四条の十二	第九条の七の四において準用する第四条の十二
第四条の二十一及び第四条の二十二第四号	前条第一項及び第二項	第九条の七の四において準用する第四条の十八第一項及び第二項
第四条の二十二第二号	第四条の十七	第九条の七の四において準用する第四条の十七
第四条の二十二第五号	第四条の十	第九条の七の四において準用する第四条の十
第四条の二十二第六号	前条	第九条の七の四において準用する第四条の二十一

第九条の七の五から第九条の七の十九までを削る。

第九条の八第一項第一号を次のように改める。

一　第七号様式による海技士身体検査証明書又は海技士身体検査合格証明書

第九条の八第三項を削る。

第十一条中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。